

インターネット利用に関するリテラシー教育について

Literacy education on Internet use

吉武 希

Nozomi YOSHITAKE

上智大学文学研究科新聞学専攻博士後期課程 Sophia University Department of Journalism.

要旨・・・本研究では、インターネット利用に関するリテラシー教育について考察するため、青少年の利用実態や教育での対応を調査した。はじめに、メディア・リテラシーが、インターネットの登場による変化について、文献等を中心に検討した。ネット・リテラシーは、インターネットやスマートフォンなどの登場により、情報を使いこなし、批判的に読み解く能力を更新し続けていく、というより実践的なリテラシー教育が重要になってきている。なぜなら、小学生から高校生までのインターネット接続率は年々増加しているからである。そこで、教育現場ではインターネットを利用していることを前提として、情報モラル教育を実施している。しかし、総務省が発表しているインターネット・リテラシーの指標では、回答率が7割程度と開始から5年間経過しても、停滞している状況である。そこで、教育現場では情報モラル教育として、モラルやマナーを学ぶ機会を与えているが、より実践的なリテラシー教育は行われていないのではないかと考えた。また、教育を受けていない大人へネット・リテラシーを高めるために、普及啓発を行っていく必要があると結論づけた。

キーワード コミュニケーション論、若年層、インターネット、メディア・リテラシー、情報モラル

第1章 研究目的

インターネット上のコミュニケーションは、TwitterやLINE等のソーシャルメディアの特徴等を理解した上で利用する必要がある。なぜなら、誰もが気軽に情報を得ることや発信することができるといった便利なソーシャルメディアだが、利用を発端とした事件に巻き込まれることがあるからである。この現状に対して、青少年の実態や教育現場でのソーシャルメディア利用による問題への対策を調査、比較し、考察していく。

第2章 研究方法

①文献調査：メディア・リテラシーがインターネットの登場により、どのように変化してきたか、また、教育現場での情報モラル教育について、学習指導要領を基に調査する。

②各種調査：青少年のインターネットやソーシャルメディア利用の実態を、関連省庁の調査を基に検証する。

第3章 「リテラシー」の考察

リテラシー (literacy) とは、ラテン語の「littera」＝「文字」から派生した言葉で、「読み書き能力や教養や知識を持つ」という意味があり、「識字率 (Literacy Rate)」というように使われてきた。メディア・リテラシーもこのリテラシーが基となっている。メディア・リテラシーとは、テレビという視覚に訴求するマスメディアの台頭により概念を成立させた。いち早くこの概念を成立させたカナダは、自国のアイデンティティをアメリカ文化から守ろうとした歴史的背景から、公教育に取り入れられるようになった。このように、メディア・リテラシーとは、文化的な一面が強く、受け手が一方的に「受動的」かつ「無批判的」にマスメディアからのメッセージを受け入れることがないように「主体的」「批判的」な読み取り能力と強調される。

日本にメディア・リテラシーという概念が広がったのは、1990年代初めとなる。この頃の日本ではニューメディアと呼ばれた新しい技術により、衛星放送やCATVなどが注目され多チャンネル化が進んだことで、情報は飛躍的に増加し、視覚メディアに対する受け手の読み取り能力問題が認識されるようになり、メディア・リテラシーの概念が重要とされるようになった。また、青少年の犯罪が増加し、その背景にテレビ影響があると指摘されたことを受けて、その対応策としてメディアリテラシーという考えに注目が集まったことも挙げられる。ただし、実際には青少年の犯罪が増加したわけではなかったことも、後に

指摘された。

日本のメディア・リテラシーについて、水越（2011）は、「英米系のメディア教育、メディア・リテラシーを輸入・移植するかたちで展開した領域。マスコミュニケーション論の近傍に位置づけられ、マスメディアが映し出すイメージに対して批判的読解を試みようとする」と、『学校教育の領域。テレビ、ラジオの発達にともなった視聴覚教育、放送教育の流れに、1980年代以降のコンピュータ教育、情報教育という大きな流れが注ぎこみ、「情報」や「総合的学習」の時間を活用した授業実践の開発評価研究の一環として展開された』、「デジタル機器を使いこなすための技術操作的教育の領域。専門学校、大学、企業などにおいて、ソフトウェア操作やウェブデザイン、映像編集などを職業訓練の一環として教育する体制が充実してきた。この領域では情報社会の進展にともなう新たな人材育成市場として発達し、他の2つとは桁ちがいの規模とパワーを持っている」とする3つの領域において活動が展開されているとしている。これらの領域は十分に連携することはなく発展してきたため、それぞれ独自の意味合いを帯びることになり、結果として理論的にも実践的にも十分な奥行きを持って発達してきたとは言い難い。そのため、日本のメディア・リテラシーが今後発展を続けるためには3つの系譜による領域が有機的に結び付き、学際的な基盤の上で、理念・思想と応用・実践をより本格的に展開する必要がある¹、としている。

次に、インターネット・リテラシーについて述べる。インターネット・リテラシーは新たな技術が誕生する度に、コミュニケーション方法やナビゲーション方式が変更され、その度に絶えずリテラシーを更新する必要があるとしている。

インターネットは、効率性に支配された領域で、PCを操作しインターネットを探索した末に獲得した情報は「メディア的リアリティ」²であるという。巨大な検索システムから知識を得るということは、システムに融合している錯覚を覚え、非常にパーソナルな空間で行っているだけとなり、システムに依存していることになる。つまり、自らが主体的に考えているわけではなく、非主体的な存在として位置づけている³。しかし、リテラシーとは利用するための「知識と技能」だけではないため、自らが主体的に「知識」を利用するために「技能」を身につけなければならないのである。

一方で、インターネット上で検索する、ということは既に検索ワードを用いることから恣意的になっている。また、検索画面で並べられたものをすべて読むことはせず、上位にあるいくつかの結果だけを見ている可能性もある⁴。大量の情報を吟味することは難しいが、読み解く能力もまた情報の特性やそのハードやソフトの性能によって判断しなければならないことはより難しいのがインターネット利用の現状である。またコミュニケーションに利用する際は、非対面性コミュニケーションとして個対個、あるいは個対不特定多数で行われるインターネット上のコミュニケーションで問題が生じやすい。従来、社会の中で生きるということは、「社会の規範」の中、つまり社会生活を円滑にするために社会の中に様々な共通の価値やルールの中で存在していた。しかし、対面ではない、相手の顔が見られない、つまり社会性が見えない非対面コミュニケーションではこのことを実感しにくい。非対面性での他者とのコミュニケーションは容易に行えるがゆえに、抵抗を感じない⁵。しかし、お互いが見えないところにいることが、「社会の規範」を薄くさせ、問題が発展するようなコミュニケーションを取ってしまうことが少なくない。従ってその場所や空間、インターネット上であっても社会が存在するのだと認識、理解する必要がある。また、用いているハードやソフトによってリテラシーとしてのコミュニケーション方法やナビゲーション方式も変化するため、リテラシーも次々と更新しなければならない。

最後に、ネット・リテラシーについて考察する。本論文ではネット・リテラシーを従来のインターネット・リテラシーとは異なったソーシャルメディアが含まれたリテラシーとして差別化するために「ネット・リテラシー」と称することにする。

インターネット上のコミュニケーションは対面的コミュニケーションとは異なるため特殊なスキルが重要とされる。その社会的交流の特殊性を深掘する必要があるとし、従来のメディア・リテラシーとして必要とされている使用能力、受容能力をインターネット媒体の文脈に適合するよう検討するとした。ソーシャルメディアを利用する上で必要なリテラシーは「ネット・コミュニケーション力」、「ネット操作力」、「ネット疑惑志向」である⁶、としている。

ネット・リテラシーとは既存のメディア・リテラシーの根幹的な考えは変わらない。メディアの提供した情報を読み解く能力と情報を使いこなし、そして批判的に読み解く能力が重要となってくる。インターネット・リテラシーでは情報を読み解く

¹水越伸『21世紀メディア論』（放送大学教育振興会、2011年）、pp.157-158

²小林正幸『メディア・リテラシーの倫理学』（風塵社、2014年）、p.236

³同上、pp.236-237

⁴小泉宣夫・圓岡偉男『情報メディア論』（講談社、2016年）、p.124

⁵同上、pp.132-135

⁶西川英彦・岸谷和弘・水越康介・金雲鎬『ネット・リテラシー』（白桃書房、2013年）、pp.42-44

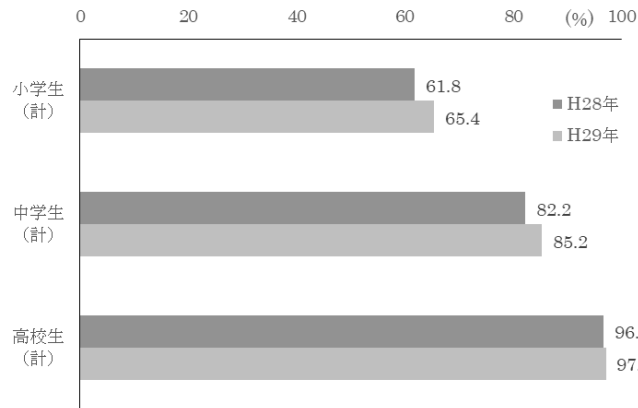
能力としての技術や使いこなす能力としてのコミュニケーション能力が強調されてきた。これからは技術の進化に伴うコミュニケーションの変化に対応するため、ネット・リテラシーとしてまたは新たなリテラシーとして「読み解く能力」を更新し続けていくことが重要となってくる。

第4章 青少年のインターネット利用状況

教育の対象となる現在の青少年におけるソーシャルメディアの利用状況調査を検証する。青少年とは「満10歳から満17歳までの青少年」のことを指す。

内閣府による『平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査』では、小学生から高校生までの青少年のインターネット利用状況を調査し公表している。

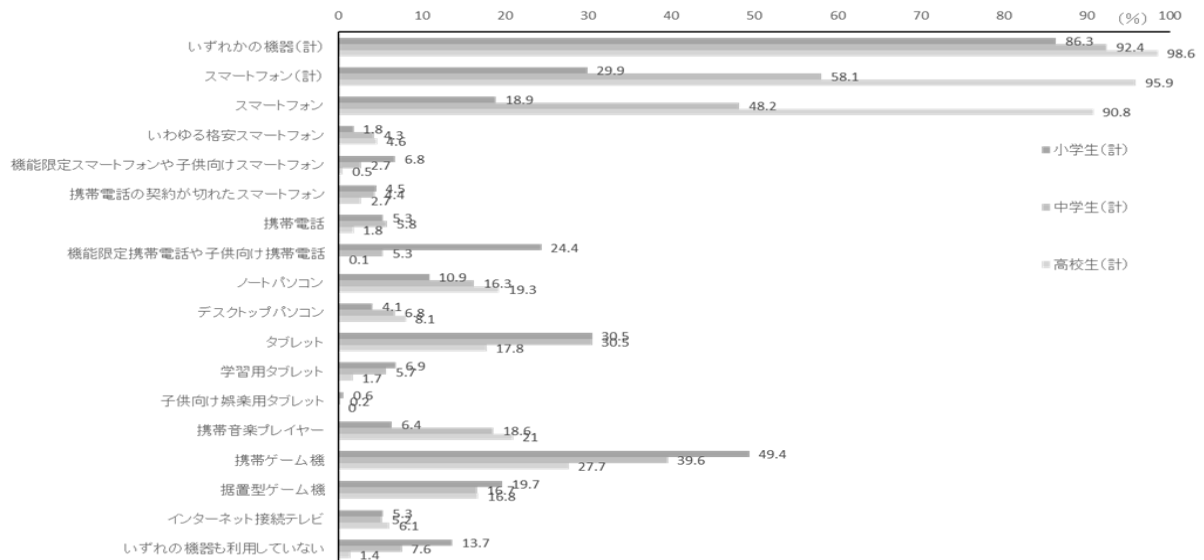
図表1 インターネット利用状況



【出典 内閣府『平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査』（2018年）を基に作成】

小学生でも6割以上の児童がインターネットに接続する環境にいることがわかる。また、インターネット利用のための接続機器の種類については以下となる。

図表2 インターネット接続機器の利用学校種別内訳 (平成29年度)



※「いずれかの機器 (計)」は「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」「携帯電話」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「学習用タブレット」「子供向け娯楽用タブレット」「携帯音楽プレイヤー」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」のいずれかの機器を利用している

※「スマートフォン（計）」は「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」のいずれかの機器を利用している
 【出典 内閣府『平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査』（2018年）を基に作成】

「スマートフォン（計）」では、小学生が約2割で、中学生では約6割、高校生になるとほぼ10割近くが機器を利用している現状である。

青少年にはインターネットを安全に利用するために法律が存在する。それを「青少年インターネット環境整備法」という。この法律は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」において、第17条から第19条のことをいう。基本理念としては、「青少年の適切なインターネット活用能力習得」、「フィルタリング等の推進」、「民間主導（国等は支援）」の3点となっている。しかし、「フィルタリング等の推進」については、青少年が利用している情報機器における、フィルタリング等利用率はスマートフォンで44%、携帯電話で23%という結果となっており、スマートフォン、携帯電話ともに5割を切っている結果となっていることが問題とされている。これにより、同法律は平成30年2月より改正・施行された。改正の内容と意図としては、フィルタリングサービスの普及が低迷していることを受け、対応するため携帯電話会社や契約代理店に説明責任などを追記した形となっている。フィルタリングの利用を推進する理由としては、警察庁の調査によると、出会い系サイトやソーシャルメディアなどのコミュニティサイトで、所謂「自撮り被害」や誘拐などの犯罪被害に遭う青少年のおよそ9割がフィルタリングサービスを利用していなかったことから、事件を未然に防ぐための方法の一つとして捉えているからである。

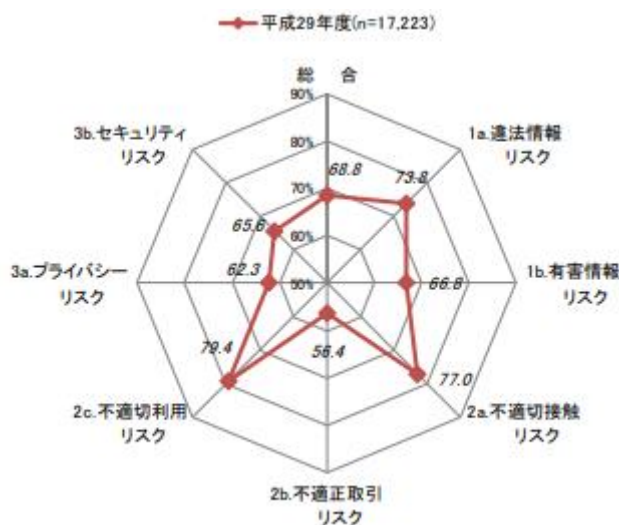
次に、総務省では青少年のインターネット・リテラシーの向上施策を効果的に進めていくために平成29年7月から12月にかけて、全国95の公立・私立の高等学校などにおいて、約17,000名の1年生相当を対象にIDを割り付けた上で、無記名形式で「青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテスト」を実施した。

定義の分類と結果は以下となっている。

図表3 青少年に必要なリスク対応能力の分類

1. インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる能力【違法有害情報リスクへの対処能力】
 - a. 違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
 - b. 有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
2. インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力【不適正利用リスクへの対処能力】
 - a. 情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。
 - b. 電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。
 - c. 利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。
3. プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力【プライバシー・セキュリティリスクへの対処能力】
 - a. プライバシー保護を図り利用できる。
 - b. 適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。

図表4 平成29年度テスト結果（中分類）



【図表3.4出典 総務省『平成29年度青少年のインターネット・リテラシー指標等』（2018年）を基に作成】

最も回答率の低い「不適正取引リスク」というのは詐欺や不適正製品等の販売におけるリテラシーのことである。また個人情報流出等のリテラシーや有害情報として公序良俗に反するような情報や成人向け情報に対してのリテラシーが低い結果となっている。また、全体的に7割という回答率のため、3割の失点が大きな問題へとつながる可能性がある。社会共通のモラルやマナーとして考えると、正答率が低い結果であった。また、過去5年間におけるテスト結果を比べても、総合得点の結果は7割程度と大きな変化はなく、停滞している状況にあることから、教育の見直しが必要ではないだろうか。以上のように、不適切な利用をしている青少年に対しての学習をどのように行うのかということが課題だといえる。

第5章 学校教育の内容

学校教育では、インターネットを利用していることを前提として、情報モラル教育を実施している。小学校では「総合的な学習の時間」や「道徳」等で「情報モラル」のため教育指導について学習指導要領に書かれている。例えば、道徳の学習指導要綱では「情報モラルの問題に留意した指導」という項目が存在し、情報モラルに関して児童に指導がされていくようになる。ただし、インターネット利用や情報機器の扱い方については、情報収集をする際に必要となれば教える、という程度である。中学校では「技術・家庭」において、「情報に関する技術」の中で「著作権や発信した情報に対する責任と情報モラル」と「情報に関する技術の適切な評価・活用」のように具体的な情報が組み込まれ、情報モラル教育が実施されている。指導内容にはプログラミングやアニメーションの作成などが盛り込まれているが、情報モラルの必要性に訴えたネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されていることを伝え、情報社会において適正に活動する能力と態度を育成することについても教育の目的としている。高等学校では戦後初めて新設された科目「情報科」での情報モラル教育がなされている。該当する箇所は「情報を適切に活用する上で必要とされる倫理的態度、安全に配慮する態度等の育成については、情報モラル、知的財産の保護、情報安全等に対する実践的な態度を育む指導を重視する」⁷としている。また、課題では第1節「社会と情報」の(3)「情報社会の課題と情報モラル」と第2節「情報の科学」(4)「情報技術の進展と情報モラル」がある。「情報社会のモラル」については、情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させ、プライバシーや個人情報の大切さを理解した上で、法と個人の責任が、生徒自身にもインターネットを利用する際には付随するものだ、と理解することを目的としている⁸。

小学校から高等学校までのそれぞれの学習指導要領を調査した結果、注意すべき点は小学生では総合的な学習の時間として学ぶため、教師や学校の裁量が全てとなることである。すべての児童や生徒に画一的な教育がされているわけではないことは念頭に入れる必要があるだろう。

第6章 まとめ

以上の調査から、教育現場では情報モラル教育として、インターネットにおけるモラルやマナーについて学ぶ機会を与えるとしたが、4章の総務省の調査した「インターネット・リテラシー指標化等」によると、画期的な効果に繋がっていない。そこで、3章での考察から、より実践的なリテラシー教育を行う必要があると考える。また、保護者による青少年が利用するスマートフォンや携帯電話等の端末に、フィルタリングサービスの適用を徹底する等、大人への情報モラル教育の普及啓発活動も積極的に行っていく必要があるだろう。

参考文献

■社会学・書籍

遠藤薫（編著）『ネットメディアと〈コミュニティ〉形成』、東京電機大学出版局、2008年。

岡満男、山口功二、渡辺武達（編）『メディア学の現在』、世界思想社、1997年。

金暲和『ケータイの文化人類学』、クオン株式会社、2016年。

田中辰雄、山口真一『ネット炎上の研究』、勁草書房、2016年。

西川英彦、岸谷和広、水越康介、金雲鎬『ネット・リテラシー』、白桃書房、2013年。

橋元良明『子ども・青少年とコミュニケーション』、北樹出版、1999年。

橋元良明、㈱電通通信総研、奥津哉、長尾嘉英、庄野徹『ネオ・デジタルネイティブの誕生』、ダイヤモンド社、2010年。

⁷文部科学省『高等学校学習指導要領解説情報編』（2010年）、p2

⁸同上、pp20-21

橋元良明『メディアと日本人』、岩波書店、2011年。

長谷正人、奥村隆（編）『コミュニケーションの社会学』、有斐閣アルマ、2009年。

藤代裕之（編）『ソーシャルメディア論』、青弓社、2015年。

小野善邦（編）『放送を学ぶ人のために』、世界思想社、2005年。

松下慶太『デジタル・ネイティブとソーシャルメディア』、教育評論社、2012年。

水越伸『21世紀メディア論』、放送大学教育振興会、2011年。

吉見俊哉『メディア時代の文化社会学』、新曜社、1994年。

・論文

藤柱、遠藤寛子「ネットいじめ被害時における遮断的対処がもたらす短期的および長期的影響」、WebLab『メディア・情報・コミュニケーション研究2016年』第1巻、2016年。

西川勇佑、中村雅子「LINE コミュニケーションの特性の分析」、東京都市大学環境情報学部情報メディアジャーナル『東京都市大学横浜キャンパス情報メディアジャーナル』、第16巻、2015年。

■教育学・書籍

小島正美（編）、木村清、池田展敏、小松澤美喜夫（共著）『情報社会のデジタルメディアとリテラシー』、ムイスリ出版、2015年。

小林正幸『メディア・リテラシーの倫理学』、風塵社、2014年。

小泉宣夫・圓岡偉男『情報メディア論』、講談社、2016年。

国立教育政策研究所（編）『メディア・リテラシーへの招待』、東洋館出版社、2004年。

高橋慈子、原田隆史、佐藤翔、岡部普典『ネット時代のソーシャル・リテラシー』、技術評論社、2015年。

沼川裕之、増淵幸男『教育学21の問い』、福村出版、2009年。

藤川大祐『学校・家庭でできるメディアリテラシー教育』、金子書房、2011年。

水越伸、東京大学情報学環メルプロジェクト（編）『メディアリテラシー・ワークショップ』、東京大学出版会、2009年。

ルネ・ホップス（著）、森本洋介、和田正人（訳）『デジタル時代のメディア・リテラシー教育』、東京学芸大学出版会、2015年。

ルネ・ホップス、デビッド・クーパー・ムーア（著）、森本洋介（監訳）『メディア・リテラシー教育と出会う』、弘前大学出版会、2016年。

・論文

足立幸子「マルチリテラシー教育を実現する教員養成カリキュラム」、人文科教育学会『人文科教育研究』第36号、2009年。

宇治橋祐之、小平さち子「進む多様化と新しいメディアへの期待」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』第65巻6号、NHK出版、2015年。

宇治橋祐之、小平さち子「メディア変革期にみる教師のメディア利用」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』第64巻6号、NHK出版、2014年。

小平さち子『「メディア・リテラシー」教育をめぐるヨーロッパの最新動向』、NHK放送文化研究所『放送研究と調査』第62巻4号、NHK出版、2012年。

芝崎順司「インターネットに対応した新しいリテラシーの構築」、日本教育メディア学会『教育メディア研究』第5巻2号、1999年。

渡辺誓司、小平さち子「多様化進む教室のメディア環境と教育コンテンツ」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』第63巻6号、2013年。

■その他・政府省庁資料

文部科学省『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（2008年）

文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編』（2015年）

文部科学省『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』（2008年）

文部科学省『高等学校学習指導要領解説 情報編』（2010年）

総務省『情報通信白書』各年版。

総務省総合通信基盤局消費者行政課『平成29年度青少年のインターネット・リテラシー指標等』、2018年。

総務省『通信利用動向調査』各年版。

警察庁『平成29年における出会い系サイトおよびコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について』、2018年。

内閣府『平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査』、2018年。